

# 第 9 次

# 石垣市交通安全計画

平成 23 年度～平成 27 年度

◎石垣市

## ま え が き

市民の安全と安心の確保は、真に豊かで安らぎと活力のある石垣市を構築していくための前提として極めて重要であり、特に交通安全の確保は、安全で安心な社会の実現を図っていくための重要な要素である。

このような観点から、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)に基づき過去8次にわたり本市の交通安全計画を策定し、県をはじめ関係機関・団体と一体となって、各般にわたる交通安全対策を強力に実施してきたが、近年の交通事故の発生状況を見ると、交通事故件数及び負傷者とも過去最悪を記録した平成17年より減少しているものの、平成22年は166件発生しており、依然として多くの交通事故等が発生しており、予断を許さない状況にある。

今後の「少子高齢化社会」や「クルマ社会」がさらに進展し、交通情勢の複雑化による交通事故の増加が懸念されます。

さらに、大地震発生時等、災害時における道路交通の被害状況や交通の混乱などは市民生活にも重大な影響をもたらすおそれがある。

本市は第8次交通安全計画のもと諸施策の推進を講じてきたが、交通事故の防止については、安全施設の整備充実は基より、市民一人ひとりの安全意識の高揚と事故防止の積極的な取り組み、自主的な参画が緊急かつ重要な課題となっている。

このため、引き続き「人命尊重の理念」を基本に、安全教育の基本など、交通安全全般にわたり、総合的かつ長期的な視野にたった施策の大綱を作成し、これに基づいた諸施策を従来にもまして、強力に推進していかなければならない。

第9次石垣市交通安全計画は、このような観点から交通安全対策基本法第18条の規定に基づき、平成23年から平成27年までに講ずる陸上交通の安全に関する施策の大綱を定めたものである。

本市においては、この交通安全計画のもと、国・県の関係行政機関の協力を得て、地域の実情に即した交通安全に関する諸施策を具体的に定め、市民の十分な理解と強力のもとでこれを強力に推進するものとする。

## 目 次

第1章	計画の理念	1
第2章	道路交通の安全	3
第1節	道路交通事故のない社会を目指して	3
第2節	道路交通安全についての目標	3
1	交通事故のすう勢	3
2	交通安全を取り巻く状況の展望	4
第3節	道路交通安全についての対策	5
1	今後の道路交通安全対策を考える視点	5
(1)	高齢者及び子どもの安全確保	6
(2)	歩行者及び自転車の安全確保	6
(3)	生活道路及び幹線道路における安全確保	7
2	講じようとする施策	7
(1)	道路交通環境の整備	7
(2)	生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	8
(3)	幹線道路における交通安全対策の推進	9
(4)	交通安全施設等の整備事業の推進	10
(5)	自転車利用環境の総合的整備	11
(6)	災害に備えた道路交通環境の整備	11
(7)	総合的な駐車対策の推進	12
(8)	交通安全に寄与する道路交通環境の整備	12
3	交通安全思想の普及徹底	13
(1)	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	13
4	交通安全普及啓発の推進	16
(1)	交通安全運動の推進	16
(2)	自転車安全使用の推進	16
(3)	すべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底	17
(4)	チャイルドシート of 正しい使用の徹底	17
(5)	反射材用品の普及徹底	17
(6)	飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立	17
(7)	効果的な広報活動の実施	17
(8)	その他普及啓発活動の推進	18
(9)	交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	18
(10)	市民参加・協働の推進	19

5	安全運転の確保	19
(1)	運転者教育の充実	19
(2)	安全運転管理の推進	20
6	車両の安全性の確保	21
7	道路交通秩序の維持	20
8	救助・救急体制の整備	21
(1)	救助体制の整備・拡充	21
(2)	救急現場及び搬送途上における応急措置等の充実	21
(3)	救急業務実施体制の整備	21
(4)	救助・救急設備等の整備	21
(5)	救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実	21
(6)	救急救命士の養成	21
(7)	応急手当の普及	22
(8)	緊急通報システムの拡充	22
9	損害補償の適正化	22
(1)	無保険車両対策の推進	22
(2)	任意自動車保険加入の指導強化	22
(3)	交通事故相談業務の強化	22

## 第1章 計画の理念

本格的な高齢化社会の到来、情報化及び国際化等による新たな時代を迎え、安全で安心して暮らせる社会を実現することは、市民すべての願いである。

交通事故による被害者数が災害や犯罪等他の危険によるものと比べても圧倒的に多いことを考えると、公共交通機関をはじめ、交通安全の確保は、安全で安心な社会の実現を図っていくための重要な要素である。

これまで、その重要性を認識し、様々な対策をとられてきたところであるが、依然として交通事故発生件数は高い水準で推移しており、更なる施策の推移が必要である。

あらためて、人命尊重の理念に基づき、また、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、究極的には交通事故のない「日本一交通安全なまち」を目指し、社会経済情勢の変化を踏まえつつ、交通事故の実態に対応した安全対策を講じていく必要がある。

また、交通弱者である歩行者、とりわけ、高齢者、障害者、子ども等の安全を確保することが必要である。このような「人優先」の交通安全思想を基本とし、あらゆる施策を推進する。

本計画は、このような観点から①交通社会を構成する人間、②車両等の交通機関、③それらが活動する場としての交通環境という三つの要素について、それぞれ相互の関連を考慮しながら、策定するものであり全市民一体となって強力に推進するものとする。

第一に、人間に対する安全対策については、交通機関の安全な運転を確保するため、運転する人間の知識・技能の向上、交通安全意識の徹底、指導取締りの強化、運転管理の改善、かつ、歩行者等の安全な移動を確保するため、歩行者などの交通安全意識の徹底、指導の強化を図るものとする。

さらに市民が身近な地域や団体において、地域の課題を認識し交通安全に関する各種活動に直接かかわっていくなど、安全で安心な交通社会の形成に積極的に関与していくような仕組みが必要である。

第二に、交通機関に係る安全対策として、人間はエラーを犯すものとの前提の下で、それらのエラーが事故に結びつかないように、住民各層への交通安全意識の高揚を図ることが極めて重要であることを考慮して、交通安全に関する教育及び広報活動を推進するとともに、市民の自主参加はもとより、各関係機関・団体等の交通安全活動を推進する。

第三に、交通環境に係る安全対策については、機能分担された道路網の整備、交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の推進、交通に関する情報提供の充実、施設の老朽化対策等を図るものとする。

これら三要素を結びつけ、それぞれの施策効果を高めるものとし、有効かつ適切な交通安全対策を講じるとともに、その被害を最小限の抑えるため、迅速な救助。救急体制の確立、負傷者の治療の充実、損害賠償の確保等必要な救済措置に努めるものとする。

交通事故防止のためには、国、県、民間団体などが緊密な連携の下に施策を推進するとともに、市民が主体的に行う交通安全総点検、地域の特性に応じた取組等、参加、協働型の交通安全活動を推進する。

## 第2章 道路交通の安全

### 第1節 道路交通事故のない社会を目指して

安全で安心な石垣市を実現させ、子どもから高齢者まで全ての市民が相互理解と思いやりをもって行動する共生の交通社会の形成を図ることが必要である。

人命尊重の理念に基づき、究極的には交通事故のない交通安全な社会を目指すべきである。

今後は、積極的に交通安全対策を推進することにより、死者数の減少はもとより、交通事故そのものの減少に積極的に取り組む必要がある。

交通事故防止のためには、思いやりや余裕を持った運転が求められるが、それにはドライバーの安全意識の向上が望まれる。

第8次交通安全計画策定時から課題であった飲酒運転絡みの交通事故については、飲酒運転により摘発されるケースが後を絶たず、全国的に見ても沖縄県は全国ワーストと不名誉な事態となっており、市民あげての飲酒運転根絶の取り組みが重要である。

また、ドライバーだけでなく、歩行者の信号無視や道路の斜め横断、自転車乗車中におけるヘッドホンステレオや携帯電話の使用、夜間の無灯火運転など、歩行者や自転車乗車中のマナーの低下が見られる現状から、市民自らの交通安全に対する意識改革が今後必要と考えられる。

そのためには、行政、学校、家庭、職場、団体、企業等が役割分担しながら連携を強化するとともに、市民一人ひとりが交通安全に関する各種活動に対して様々な形で参加し、協働していくことが大切である。

さらに、地域の安全性を総合的に高めていくためには、交通安全対策を防犯や防災と併せて、一体的に推進していくことが有効かつ重要である。

### 第2節 道路交通安全性についての目標

#### 1 交通事故のすう勢

本市の交通事故の発生件数は、過去最悪を記録した平成17年の201件を境にして減少しているものの昨年は166件と未だ多くの市民が交通事故により死傷していることに変わりはなく、依然として予断を許さない状況にある。

このような状況の中、本市では関係機関・団体と一体となり、交通事故防止のため諸施策を実施してきましたが輪禍は後を絶たず多くの死傷者を出しており憂慮すべき事態にある。

自動車交通が今後とも市民生活に大きな役割を果たすことは必至であり、これに対応した総合的な交通安全対策を、これまで以上に積極的に

推進しなければ交通事故の増加に歯止めをかけることはできないと思われる。

石垣市における交通事故発生状況

年 度	発生状況	死亡事故	重 傷	軽 傷
平成 16 年	176	2	40	167
平成 17 年	201	2	31	168
平成 18 年	124	2	25	115
平成 19 年	134	2	26	136
平成 20 年	171	3	38	158
平成 21 年	156	1	22	149
平成 22 年	166	3	39	154

近年（過去 5 年間）の交通死亡事故発生状況をみると、その特徴は次のとおりである。

- ① 年齢別では、65 歳以上の高齢者の死者数が増加傾向にある。
- ② 二輪車乗車中の交通死亡事故は減少傾向にあるものの、依然として全死者数に占める割合が高い状態であり、そのうち 16 歳から 24 歳までの若年者の死者数の割合が高い。
- ③ 飲酒絡みの交通事故の割合が高い。
- ④ 歩行者の死者が増加傾向にある。

なお、近年交通死亡事故が減少している理由としては、道路交通環境の整備、交通安全思想の普及徹底、安全運転の確保、車両の安全性の確保、道路交通秩序の維持、救助・救急活動の充実等の諸対策による効果のほか次の要因が挙げられる。

- ① シートベルト着用率の向上に伴う事故の被害軽減
- ② 交通三悪に起因する悪質・危険性の高い事故の減少
- ③ 危険認知速度（車両の事故直前速度）の低下
- ④ 車両の安全性の向上

## 2 道路交通を取り巻く状況の展望

本市の道路交通を取り巻く今後の状況を展望すると、運転免許保有者数、自動車保有台数、道路実延長距離等は今後一定期間増加することが見込まれるが、その後は減少することが予想される。このような中、交通死亡事故の当事者となる比率の高い高齢者の人口の増加、中でも高齢者の運転免許保有者の増加は、道路交通にも大きな影響を与えるものと考えられる。



### 第3節 道路交通安全についての対策

#### 1 今後の道路交通安全対策を考える視点

近年、道路交通事故による死者数が減少していることを考えると、これまでの交通安全計画に基づき実施されてきた対策には一定の効果があつたものと考えられる。

このため、従来の交通安全対策を基本としつつ、経済社会情勢、交通情勢の変化などに対応し、また、実際に発生した交通事故に関する情報の収取分析を充実し、より効果的な対策で有効性が見込まれる新たな対策を推進する。

対策の実施にあたっては、可能な限り対策ごとの目標を設定し、必要に応じて臨機応変な対策が必要である。

このような観点から、

- ①道路環境の整備
- ②交通安全思想の普及徹底
- ③安全運転の確保
- ④車両の安全性の確保
- ⑤道路交通秩序の維持
- ⑥救助・救急活動の充実
- ⑦損害賠償の適正化を始とした被害者支援の推進

といった7つの柱により、交通安全対策を実施する。

特に、「**高齢者と子供の安全確保**」「**歩行者及び自転車の安全確保**」「**生活道路及び幹線道路における安全確保**」の視点を重視して対策推進を図っていくものとする。

本市の公共交通機関はバスとタクシーに限られており、自動車の利用は市民生活にとって不可欠なものとなっている状況の中、人命尊重の理念に立つことはもちろんのこと、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的な損失も勘案し、交通事故のない安全な交通社会を実現することを理想として、また、少子高齢化社会への対応、さらには観光立市宣言している本市においては、新空港の完成にともない観光客が大幅に増加するものと見込まれることから、経済社会情勢や地域社会情勢の変化を踏まえつつ、交通事故の実態に十分に対応した安全対策を積極的に推進する必要がある。

交通安全対策の推進にあたっては、少子高齢化への対応を考慮し、高齢者が利用しやすいバリアフリー化された道路環境の形成、子供の安全を確保する観点から歩行空間の整備等も含め、市民参加型の進展、高齢者、障害者、交通事故被害者等の視点にも十分配慮した交通事故防

止対策の充実により事故発生の抑制、被害軽減対策の充実による死者数及び重傷者の抑制並びに事故発生後の被害者等の負担の軽減を図ることが重要である。

このため、従来の交通安全対策を基本としつつ、効果的な対策への改善を図るとともに有効性が見込まれる諸施策を推進する。

とりわけ、沖縄県においては飲酒運転絡みの交通事故が全国一高く、本市においても飲酒運転・酒気帯び運転の検挙率が比較的高く、飲酒運転を根絶することは、人命を尊重し、交通重大事故を防止することであり市民全てが取り組むべき重要な課題となっている。

このような観点から、上記7つの柱の交通安全対策を充実したものとし、関係機関・団体との緊密な連携のもと、総合的かつ計画的に諸施策を推進することとする。

#### (1) 高齢者及び子どもの安全確保

本県においては、高齢者の死者の占める割合が高い水準で推移しており、全国でも高齢者の全死者数に占める割合が高く、今後も高齢化は急速に進むことを踏まえると、高齢者が安全にかつ安心して外出したり移動したりできるような交通社会の形成が必要である。

その際には、高齢者が主として歩行及び自転車等を交通手段として利用する場合と、自動車を運転する場合の相違に着目し、それぞれの特性を理解した対策を構築すべきである。特に後者については、今後高齢運転者が大幅に増加することが予想されることから、高齢者が事故を起こさないようにするための対策を強化することが喫緊の課題である。

また、年齢等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようバリアフリー化された道路交通環境の形成を図ることが重要である。

さらに、高齢者の交通安全を図っていくためには、高齢者の事故が居住地の近くで発生することが多いことから、地域における生活に密着した交通安全活動を充実させることが重要である。

また、高齢社会の進展と同時に考えなければならないのが少子化の進展である。安心して子供を生み育てることができる社会を実現するためには、子どもを事故から守る交通安全対策が一層求められる。

このため、子どもの安全確保の観点から、通学等において歩道等の歩行空間の整備を積極的に推進する必要がある。

#### (2) 歩行者及び自転車の安全確保

交通事故死者数に占める歩行者の割合が4割を超え、特に、高齢者では6割を占めている。

安全で安心な社会の実現を図るためには、自動車と比較して弱い立場

にある歩行者の安全を確保することが必要不可欠であり、特に高齢者や子供にとって身近な道路の安全性を高めることがより一層求められる

このような情勢等を踏まえ、人優先の考えの下、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道の整備等による歩行空間の確保を一層積極的に進めるなど、歩行者の安全確保を図る対策を推進していく必要がある。

また、自転車については、自動車と追突した場合には被害を受ける反面、歩行者と衝突した場合には加害者となるため、それぞれの対策を講じる必要がある。

自転車の安全利用を促進するためには、生活道路や市街地の幹線道路において、自動車や歩行者と自転車利用者の共存を図ることができるよう、自転車の走行空間の確保を積極的に進める必要がある。

また、自転車利用者については、ルールやマナーに違反する行動が多いことから、交通安全教育等を充実を図る必要がある。

### (3) 生活道路及び幹線道路における安全確保

歩行者の交通事故発生件数、死者数、負傷者数の割合は、変動あるものの高い水準で推移している。このような状況を踏まえると、今後の生活道路において自動車の速度抑制を図るための道路交通環境の整備、交通指導取締りの強化、安全な走行の普及等の対策を講じるとともに、幹線道路を走行すべき自動車が生活道路へ流入することを防止するための幹線道路における交通安全対策及び交通流の円滑化を推進するなど、生活道路における交通の安全を確保するための総合的な対策を一層推進する必要がある。このためには、地域住民の主体的な参加と取組みが不可欠である。

## 2 講じようとする施策

### (1) 道路交通環境の整備

道路交通環境の整備については、これまで関係機関が連携し、幹線道路と生活道路の両面で対策を推進してきたところであり、幹線道路において一定の事故抑止効果が確認されている。

しかし、全死傷事故件数の約半数、全死者数の約7割を幹線道路における事故が占めているほか、歩行者・自転車が関連する死傷者事故は生活道路において幹線道路の約2倍発生している状況である。

このような状況から、引き続き幹線道路における安全対策を推進する一方で、その事故が占める割合が増加する傾向のある生活道路における安全対策をより一層推進することが必要であり、今後道路交通環境の整備を考

えるにあたっては、引き続き効果的、効率的な取り組みを進めていくこととする。

本市においては、道路整備及び歩道設置により道路利用者の交通の安全を図ることを目的として、これまでの整備事業はもとより、本計画期間中に次の事業を実施する。

#### 石垣市道路整備計画（建設部・都市建設課）

事業名称	事業期間	事業場所
街路 3・5・18号	H17年度～H26年度（完了予定）	石垣市字平得地内
街路 3・5・19号	H19年度～H27年度（完了予定）	市内一円
市道 大浜縦6号線	H22年度～H26年度（完了予定）	石垣市字大浜地内
市道 川平2号線	H15年度～H23年度（完了予定）	石垣市川平地内
市道 山座利線	H23年度着手完了予定	石垣市石垣地内
市道 長間原線	H23年度着手完了予定	石垣市石垣地内
市道 美崎町縦7号線	H23年度着手完了予定	石垣市美崎町地内
市道 美崎町縦8号線	H23年度着手完了予定	石垣市美崎町地内

#### 沖縄県道路整備計画（八重山土木事務所）

事業名称	事業期間	事業場所
平野伊原間線	H22年度～	平野～明石
川平高屋線	H22年度～	石垣市川平
大浜富野線	H22年度～	大浜～白保
石垣空港線	H22年度～	真栄里～盛山
石垣港伊原間線	H22年度～	石垣市野呂水

#### (2) 生活路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

これまでの交通安全対策は、主として「車中心」の対策であり、歩行者の視点から道路整備や交通安全対策は依然として十分とはいえず、また、生活道路への通過交通の流入等の問題も依然として深刻である。

このため、地域の協力を得ながら、通学路、生活道路、市街地の幹線道路などにおいて人にやさしい安全な道づくり等を基本として、歩道を積極的に整備する等、「人」の視点に立った交通安全対策を推進していく必要があり、特に交通の安全を確保する必要がある道路において、歩道等の交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の推進等きめ細やかな事故防止対策を実施することにより車両の速度の抑制や、自動車、自転

車、歩行者等の異種交通が分離された安全な道路交通環境を形成することとする。

ア 生活道路における交通安全対策の推進

生活道路において、地域の実情を踏まえた、適切な対策を選択して、地域住民の主体的参加の下で実施する。

このため、計画策定の段階から地域住民が参画しワークショップ等を通じて地域住民自らの課題として認識するとともに、関係者間で合意形成の下、適切な対策を選択して、その実施に取り組む。

イ 通学路等の歩道整備等の推進

小学校、幼稚園、保育所等に通う児童や幼児の通行の安全の確保するため、通学路等の歩道整備等を積極的に推進する。

また、市街地など歩道等の整備困難な地域においては、簡易的な対策を含めて、安心安全な歩行空間の確保に努める。

ウ 高齢者、障害者などの安全に資する歩行空間の整備

高齢者や障害者を含めて全ての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するためバス停留所、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に平坦性が確保された幅の広い歩道等を整備する。

(3) 幹線道路における交通安全対策の推進

幹線道路における交通安全に資する道路整備事業については、基本的な交通の安全を確保するため、幹線道路から居住地内道路に至るネットワークによって適切に機能が分担されるよう道路の体系的整備推進するとともに、他の交通機関との連携強化を図る道路整備を推進する。

ア 事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)

交通安全に資する道路整備事業の実施に当たっては、効率的・効果的な実施に努め、少ない予算で最大の効果を獲得できるよう、次の手順により事故ゼロプランを推進する。

(ア) 死傷事故率の高い区間や地域の交通安全の実情を反映した区間等、事故の危険性が高い特定の区間を第三者の意見を参考にしながら選定する。

(イ) 地域住民に対し、事故危険区間であることの注意喚起を行うとともに、事故データーにより、事故要因等を明らかにした上で、対策効果データーを活用し、効果の高い対策を立案、実施する。

(ウ) 対策完了後は、対策の効果を分析・評価し、必要に応じて追加対策を行うなど、評価結果を次の新たな対策の検討に活用する。

イ 事故危険箇所対策の推進

特に事故発生割合の大きい幹線道路の区間等を事故危険箇所として選定し、集中的な事故抑止対策を実施する。

ウ 幹線道路における交通規制

一般道路については、交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全施設の整備状況、交通状況等を勘案しつつ、速度規制及び追い越しのための右側部分は見出し通行禁止規制等について適時見直しを行い、その適正化を図る。

エ 重大事故の再発防止

社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際には、速やかに当該箇所の道路交通環境等事故発生の要因について調査するとともに事故要因に即した所要の対策を早急に講ずることにより、当該事故と同様な事故の再発防止を図る。

オ 改築等による交通事故対策の推進

交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため次の方針により道路の改築等による交通事故対策を推進する。

- (ア) 歩行者、自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、自転車の通行を歩行者や車両と分離するための自転車道の設置等の道路交通の安全に寄与する道路の改築事業を推進する。
- (イ) 交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交通点のを推進する。
- (ウ) 道路の利用実態と調和を図ることが交通の安全の確保に資することから交通流の実態を踏まえつつ、沿道からのアクセスを考慮した対策等の推進を図る。

(4) 交通安全施設等の整備事業の推進

交通安全施設等の整備については、交通事故発生の現状を分析・検討し、本計画に基づいて安全かつ快適な交通環境の確保を図るため各種交通安全施策等の整備を推進する。

歩行者及び自転車利用者、高齢者や身体障害者にとって安全で快適な通行を確保するため、バリアフリー化により、通学路・通園路等を考慮し快適な通行空間を十分に確保した幅の広い歩道の整備・推進を図る。

交通事故の多い交差点への信号機の増設並びに道路の構造や機能に即した道路標識の設置については、関係機関の要請により交通環境の整備に努め、その際、児童・幼児の通行の安全を確保するための押しボタン式信号機や身体障害者用音響信号機設置も併せて要請する。

車両等の転落防止、歩行者や自転車利用者などの安全を確保するためガードレールやガードパイプ等の防護柵の設置、道路反射鏡の整備等に

については各関係行政機関と協議しながら整備推進する。

計画期間中における実施計画（建設部・都市建設課）

事業名称	事業年度	事業場所
交通安全対策特別交付金事業	H23年度～H27年度	市内一円

#### (5) 自転車利用環境の総合的整備

##### ア 安全で快適な自転車利用環境の創出

クリーンかつエネルギー効率の高い持続可能な都市交通体系の実現に向け、自転車の役割と位置づけを明確にした上で、乗用車から自転車への転換を促進する。このためには、歩行者・自転車・自動車の交通量に応じて、それぞれの適切な分離を図ることで歩行者と自転車の事故対策を講じるなど、安全で快適な自転車利用環境を創出する必要があることから、自転車道や歩道上で歩行者と自転車が通行する部分を指定する普通自転車の歩道通行部分の指定等の自転車走行空間を整備を推進する。

#### (6) 災害に備えた道路交通環境の整備

##### ア 災害に備えた道路の整備

地震、豪雨、台風、津波等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図る。

また、豪雨、台風時においても、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進する。

津波に対しては、津波による人的被害を最小限化するため、道路利用者への早期情報提供、迅速な避難を行うための避難路の整備及び津波被害発生時においても緊急輸送道路を確保するため、津波浸水域を回避する幹線道路等の整備を推進する。

##### イ 災害に強い交通安全施設等の整備

地震、豪雨、台風、津波等による災害が発生した場合においても安全な道路交通を確保するため、交通監視カメラ、各種車両感知器、交通情報板、道路情報提供装置等の交通安全施設の整備及び通行止めなどの交通規制を迅速かつ効果的に実施するための道路災害の監視システムの開発・導入、交通資機材の整備を推進するとともに、災害発生時の停電に起因する信号機の機能停止による混乱を防止するため、予備電源として自動起動型信号機電源付加装置の整備を推進する。

##### ウ 災害発生時における交通規制

災害発生時は、必要に応じて緊急交通を確保し、それに伴う混乱を最小限に抑えるため、被災地への車両の流入抑制等の交通規制を迅速かつ的確に実施する。

また、災害対策基本法による通行禁止等の交通規制を的確かつ迅速に行うため、信号抑制により被災地への車両の流入を抑制するとともに、災害の状況や交通規制等に関する情報を提供する。

#### (7) 総合的な駐車対策の推進

道路交通の安全と円滑を図り、都市機能の維持及び増進に寄与するため、交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進する。

##### ア 秩序ある駐車場の推進

道路環境、交通実態、駐車需要等の変化に伴い、より良好な駐車秩序を確立するため、時間、曜日、季節等による交通流・量の変化等「時間的視点」と道路区間ごとの交通環境や道路構造の特性等の「場所的視点」の両面から現行規制の見直しを行い、駐車場の効用にも十分配慮して個々の時間及び場所に応じたきめ細かな駐車規制を推進する。

##### イ 違法駐車対策の推進

(ア) 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を指向して、地域の実態に応じた取締り活動ガイドラインによるメリハリを付けた取締りを推進する。

(イ) 運転者の責任を追及できない放置車両については、当該車両の使用に対する放置違反金納付命令を受けた使用者に対する使用制限命令の積極的な活用を図り、使用者責任を強力に追及する。

##### ウ 駐車場等の整備

道路交通の安全と円滑化を図るため、道路の実情に応じてフリッジパーキングや公共駐車場の整備を推進するとともに本市の土地利用計画等を勘案しながら、計画的な駐車場整備を促進する。

##### エ 違法駐車締め出し気運の醸成・高揚

違法駐車排除及び自動車の保管場所の確保等に関し、市民への広報・啓発活動を行うとともに、関係機関・団体との密接な連携を図り、住民の理解と協力を得ながら違法駐車締め出しの気運の醸成と高揚を図る。

#### (8) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

##### ア 道路使用及び占用の適正化等

##### (ア) 道路の使用及び占用の適正化

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保する



ために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占用物件の維持管理の適正化について指導する。

- (イ) 不法占用物件の排除等道路交通に支障を与える不法占用物件については、実態把握、強力な指導取締りによりその排除を行い、特に市街地について重点的にその是正を実施する。

さらに、道路上から不法占用物件等を一扫するには、沿道住民を始め道路利用者の自覚に待つところが大きいことから、不法占用等の防止を図るための啓発活動を沿道住民等に対して積極的にを行い、「道路ふれあい月間」等を中心に道路の愛護思想の普及を図る。

- (ウ) 道路の掘り返しの規制等

道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施行時期や施行方法を調整する。

- イ 子どもの遊び場の確保

子どもの遊び場の不足を解消し、路上での遊び等の交通事故防止と住みよい環境づくり役立てるため、都市公園の整備を推進し、子どもの交通事故防止を図る。

平成23年～平成27年までに整備(着工・延伸・完了)する予定の公園

公園名称	事業年度	事業場所
川平風致公園	H19年度～H27年度(完了予定)	石垣市川平地内

- ウ 地域に応じた安全の確保

安全な道路交通の確保に資するため、気象情報、路面状況等を収集し、道路利用者に提供する道路情報提供装置等の整備を推進する。

### 3. 交通安全思想の普及徹底

生涯にわたる交通安全教育の推進については、交通社会の一員としての責任を自覚し、相手の立場を尊重する社会人を育成するため、自他の生命尊重の理念の下に、幼児・児童・中高生・高齢者等の各層に応じ、生涯を通じて交通安全教育の機会を確保し、交通安全思想の普及と意識の高揚に努めるとともに、段階的かつ体系的な交通安全教育の推進を図る。

#### (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

- ア 幼児に対する交通安全教育の徹底

幼児期から交通安全に対する基本的習慣を身につけるため、保育所・幼稚園における日常保育・教育活動や、児童館活動の中で、視聴覚教

材や紙芝居を用いる等、子どもの発達段階に応じた、分かりやすい指導を実施する。また、保護者へは保護者会等で交通安全教育の協力を呼びかけ、保育士・幼稚園教諭等に対する交通安全に対する意識啓発を図るとともに、指導力の向上及び教材、教具の整備を推進し、各種研修会において資料（情報）の提供を行う。

また、家庭における幼児の事故防止のため、保護者を対象とした交通安全講習会などを開催する等家庭一体となった交通安全を推進する。

#### イ 小学生に対する交通安全教育の推進

児童に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、保護者から離れて行動する機会が増え、交通社会において立ち立つ大切な時期であるので、歩行者及び自転車の利用者としての必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とする。

小学校においては、家庭及び関係機関・団体等の連携・協力を図りながら、体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避交通ルールの意味及び必要性などについて重点的に交通安全教育を実施する。

#### ウ 中学生に対する交通安全教育の推進

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりを持って自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とする。

中学校においては、家庭、関係機関と連携、協力を図りながら、保健体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全利用、自動車等の特性、危険予測の回避、標識等の意味、応急手当について重点的に交通安全教育を実施する。

#### エ 高校生に対する安全教育の推進

高校生に対する安全教育は、日常生活における交通安全に必要な技能と知識を習得させるとともに、運転者としての交通社会に参加する者として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重する等責任を持って行動することができるような健全な社会人を育成することを目標とする。家庭及び関係機関と連携、協力を図りながら、教育活動全体を通

じて二輪車、自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当などについて更に理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通免許を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を行う。

また、高等学校においては、小・中学校における指導を一層発展させ、特別活動のホームルーム、学校行事及び生徒会活動を中心として、社会人としての必要な交通マナーを身につけさせるとともに、地域の実情に応じ、二輪車の安全運転に関する内容についても適宜取り上げ、安全運転に関する意識の高揚と技能の向上を図るため指導を行う。

#### オ 成人に対する交通安全教育の推進

成人に対する交通安全教育は、自動車の安全運転の確保の観点から、免許取得時及び免許取得後の運転車の教育を中心として行うほか、社会人等に対する交通安全教育を充実に努める。

免許取得後の運転者教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能及び技術、特に危険予測・回避能力の向上、交通事故被害者の心情や交通事故の悲惨さに対する理解及び交通安全意識・交通マナーの向上を目標とし、沖縄県公安委員会が行う各種講習、運転者教育及び事業所の安全運転管理の一環として交通安全教育を行う。

また、社会人を対象とした交通安全教育の促進を図るなど、公民館等の社会教育施設における交通安全のための諸活動を促し、関係機関・団体、交通ボランティア等による活動を促進する。

#### カ 高齢者に対する交通安全教育の徹底

高齢化社会が加速するなか、高齢者に対する教育は、今後極めて重要なことと考えられる。

加齢に伴う身体機能の変化が歩行者または運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させることを目標とする。

高齢者に対する交通安全教育を推進するため、関係機関及び交通安全指導員、八重山自動車学校の協力のもと指導体制の充実に努めるとともに、参加・体験・実践型の交通安全教室を積極的に推進する。

また、高齢者に対する社会教育活動・福祉活動・各種行事等の機会を活用した交通安全教室を実施する。特に、交通安全教室を受ける機会が少なかった高齢者を中心に家庭訪問による個別指導などが地域ぐるみで行われるよう努める。この場合、高齢者の自発性を促すこと

に留意しつつ、高齢者の事故の実態に応じた具体的指導を行うこととし、反射材の活用等交通安全用品の普及促進に努める。

#### キ 地域社会における交通安全教育の徹底

「車社会」の量的拡大や、携帯電話の急速な普及による交信中の事故の多発、社会の質的变化が著しい中交通安全地域講習会及び職場講習会を関係機関の協力のもと開催し、地域社会の中核的な構成員としての役割の重要性と社会的責任に自覚を醸成し、自ら安全に行動しようとする自発的な交通安全意識の高揚に努める。

また、本市の夜型社会を反映し、深夜までの飲酒による路上寝込みが多発傾向にあるが、路上寝込みは死亡事故に直結する危険性があり「シンデレラタイム」等の励行を関係機関・団体と連携し、その防止に努める。

さらに、家庭において適切な助言等が行われるよう、交通安全母の会の活動や世代交流による交通安全普及及び啓発活動等の促進に努める。

### 4. 交通安全普及啓発の推進

#### (1) 交通安全運動の推進

市民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、各期交通安全運動を関係機関・団体等が一体となって幅広い市民運動を展開するほか、地域の実情に即応した交通安全活動を積極的に推進する。

交通安全運動の重点としては、高齢者と子供の事故防止、シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底、自転車の安全利用促進、飲酒運転根絶の根絶等、地域の実情に即した効果的な交通安全運動間を実施するため、必要に応じて地域の重点を定める。

さらに、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体及び交通ボランティアの参加促進を図り、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等により、交通事故を身近なものとして意識させる交通安全活動を促進する。

#### (2) 自転車の安全使用の推進

自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを理解させる。自転車乗用中交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため、「自転車安全利用5則」を活用するなどにより、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図る。特に自転車の歩道通行時におけるルールについての周知・徹底を図る。

自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、交通に参加するものとしての十分な自覚・責任が求められることから、そうした意識の啓発を図る。

薄暮の時間帯から夜間にかけて自転車の重大事故が多発する傾向にあることを踏まえ、自転車の灯火の点灯を徹底し、自転車の側面等への反射材用品の取付を促進する。

自転車に幼児を同乗させる場合において、安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及促進する。

幼児・児童の自転車用ヘルメットについて、あらゆる機関を通じて保護者などに対し、頭部擁護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての理解促進に努め、着用の徹底を図る。

(3) すべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法についての理解を求め、すべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図る。

このため、関係機関・団体との協力の下、あらゆる機会・媒体を通じて着用徹底の普及啓発活動を展開する。

(4) チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、使用推進シンボルマークを活用しつつ、幼稚園、保育所、病院等と連携し、保護者に対する使用効果を理解させる衝突映像を活用した広報啓発、指導に努め、正しい使用の徹底を図る。特に比較的年齢の高い幼児の保護者に対しその取組みを強化する。

(5) 反射材用品の普及促進

夜間における視認性を高め、歩行者や自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進する。

(6) 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

広く市民に飲酒運転の常習性、危険性及び飲酒運転事故の実態を周知し、効果的に飲酒運転根絶を実践するために、あらゆる機会、媒体を利用した交通安全教育を推進し、民間等と共同して飲酒運転根絶活動を推進する。

併せて、これまでに推進してきたハンドルキーパー運動や駐車場対策等の各種飲酒運転根絶活動を強力に推し進め、定着を促す。

(7) 効果的な広報活動の実施

交通の安全に関する広報については、各種広報媒体を活用して、交通事故等の実態を踏まえた広報、交通事故被害者等の声を取入れた広報

等、実効性のある広報を次の方針により行う。

- ア 家庭、学校、職場、地域と一体となった広範なキャンペーンや官民が一体となった各種広報媒体を通じて集中的なキャンペーン等を積極的に行うことにより、高齢者の交通事故防止、シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転の根絶は、違法駐車等の排除等を図る。
- イ 交通安全の果たす家庭の役割は極めて大きいことから、家庭向け広報媒体の積極的な活用、市、公民館等を通じた広報などを積極的に活用し、家庭に浸透するきめ細かな広報の充実に努め、子ども、高齢者等を交通事故から守るとともに飲酒運転を根絶し、暴走運転、無謀運転等を追放する。
- ウ 民間団体の交通安全に関する広報活動を援助するため、本市及び関係機関団体は、交通の安全に関する資料、情報等の提供を積極的に行うとともに報道機関の理解と協力を求め、全市民的気運の盛り上がりを図る。

#### (8) その他の普及啓発活動の推進

- ア 高齢者の交通事故防止に関する市民の意識を高めるため、高齢者交通安全マークの普及、活用を図り、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響等について広報を推進する。また、他の年齢層に高齢者の特性を理解させるとともに、高齢運転者標識(高齢者マーク)を取り付けた自動車への保護意識を高めるように努める。
- イ 薄暮の時間帯から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから、夜間の重大事故の主原因となっている最高速度違反、飲酒運転などによる事故実態・危険性等を周知し、これらの違反の防止を図る。  
また、季節や気象の変化、地域の実態に応じ、自動車及び自転車の前照灯の早期点灯を促す。
- ウ 交通安全思想の普及啓発活動を推進するとともに、あらゆる広報媒体を活用し、各期交通安全運動と連動した広報キャンペーンを展開する。

#### (9) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

交通安全を目的とする民間団体については、交通安全指導者の養成等の事業及び諸行事に対する援助並びに交通安全に必要な資料の提供活動を充実するなど、その主体的な活動を促進する。また、地域団体、販売団体、自動車利用団体については、それぞれの立場に応じた交通安全活動が地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるよう、各季の交通安全運動等の機会を利用して働きかけを行う。そのため、交

通安全対策に関する行政・民間団体間及び民間団体相互間において定期的に連絡協議を行い、交通安全に関する市民挙げての活動を展開を図る。

また、交通指導員等必ずしも組織化されていないボランティア等に対しては、資質の向上に資する援助を行うことなどにより、その主体的な活動及び相互間の連絡協力体制の整備を促進する。

特に、民間団体・交通ボランティア等が主体となった交通安全教育・普及啓発活動を促し、交通安全教育の指導者の育成に努める。

#### (10) 市民参加・協働の推進

交通の安全は、市民の安全意識により支えられていることから、市民自らが交通安全に関する自らの意識改革を進めることが重要である。

このため、交通安全思想の普及徹底に当たっては、行政、民間団体企業等と市民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、市民の参加・協働を積極的に進め、その活動において、当該地域に根差した具体的な目標を設定し、交通安全対策を推進する。

### 5. 安全運転の確保

交通安全を確保するためには、運転者の能力や資質の向上を図ることが必要であり、このため、運転者のみならず、これから運転免許を取得しようとする者までを含めた運転者教育等の充実に努める。特に今後大幅に増加することが予想される高齢運転者に対する教育等の充実に努める。

また、企業・事業所等の自主的な安全運転管理対策の推進充実に努めるとともに、交通労働災害の防止等を図るための取組みを進める。

さらに、多様化する道路交通情報に対する市民や、レンタカーを運転する観光客のニーズへの対応や、道路交通の安全に影響を及ぼす自然現象に関する適時・適切な情報や危険個所の迅速な情報提供に努める。

#### (1) 運転者教育等の充実

安全運転に必要な知識及び技能を身に付けた上で安全運転を実践できる運転者を育成するため、免許取得前から、安全意識を醸成する交通安全教育の充実に努めるとともに、免許取得当時及免許取得後においては、特に、実際の交通場面で安全に運転する能力を向上させるための教育を行う。

##### ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

自動車教習所の教習に関し、教習指導員等資質の向上、教習内容及び技法の充実に努め、教習水準を高める。また、各種車両の運転免許を取得しようとする者に対する取得時講習の充実に努める。

#### イ 運転者に対する再教育等の充実

取消処分者講習、停止処分者講習、違反者講習、初心者運転者講習、更新時講習、及び高齢者講習により運転者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習指導員の資質向上、講習内容及び講習方法の充実を図る。

特に飲酒運転を防止するという観点から、飲酒運転違反者に対する取消処分者講習の内容を充実させる。

#### ウ 二輪車安全対策の推進

指定自動車教習所における交通安全教育体制の整備等を促進し、二輪車運転者に対する。教育の充実強化に努める。

#### エ 高齢者運転者対策の充実

高齢者講習の効果的実施、更新時講習における高齢者学級の拡充等努める。特に、講習予備検査（認知機能検査）に基づく高齢者講習においては、検査の結果に基づくきめ細かな教育に努める。

### (2) 安全運転管理の推進

安全運転管理者及び副安全運転管理者(以下「安全運転管理者」という)に対する講習の充実等により、これらの者の資質及び安全意識の向上を図るとともに、事業所内で交通安全指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう安全運転管理者等を指導する。

また、安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図り、企業内の安全運転管理体制の充実強化し、安全運転管理業務の徹底を図る。

### 6 車両の安全性の確保

自動車を使用される段階においては、適切な保守管理を行わなければ、不具合に起因する事故などの可能性が大きくなることから、自動車の適切な保守管理を推進する必要がある。

自動車の保守管理は、一義的には、自動車使用者の責任の下になされるべきであるが、自動車は、交通事故等により運転者自身の生命、身体のみでなく、第三者の生命、身体にも影響を与える危険性を内包しているため、自動車検査により、各車両の安全性の確保を図る。

### 7 道路交通秩序の維持

交通事故を防止するためには、運転者、歩行者を含む道路を利用するすべての人が、交通ルールを誘発する運転者に交通ルールを遵守させるためには、交通指導取締り、暴走族取締り等取締りを強化し、道路交通秩序の維持を図る必要がある。

このためには、交通事故、交通違反実態間を的確に分析し、重大事故に直結する悪質性、危険性、迷惑性の高い違反、地域の交通実態、市民の要



望等を踏まえた交通違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。

さらに、暴走族対策を強力に推進するため、関係機関、団体が連携し、地域ぐるみで暴走族追放気運の高揚に努め、暴走行為をさせない環境づくりを推進するとともに、取締り体制の充実強化を図る。

## 8 救助・救急体制等の整備

### (1) 救助体制の整備・拡充

交通事故に起因する救助活動の増大及び事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救命効果の期待できる自動対外式除細動器(AED: Automated External Defibrillator)の使用や救急救命士による高度救命措置(気管挿管、薬剤投与等)の質を高めるために、メディカルコントロール体制を高めるとともに、救助技術の向上及び救助資機材の整備拡充を促進する。

### (2) 救急現場及び搬送途上における応急措置等の充実

救急隊員の行う応急処置の充実を図るとともに高度な応急処置が実施できる救急救命士の資格取得を促進し、救急現場及び搬送途上における応急処置等の充実を図る。

### (3) 救急業務実施体制の整備

本市は、救急隊員の配置や資機材の整備については、一応の水準を確保しているものの、資機材等の整備を一層進めるとともに、救急救命士及び救急隊員の質を高め、救急業務体制の充実を図る。

### (4) 救助・救急設備等の整備

救助工作車の救助資機材等の設備を整備するとともに、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備を促進し、救助・救急業務の円滑な実施を図る。

### (5) 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

救助隊員及び救急隊員の教育訓練は、消防学校や消防大学校における教育訓練、各消防本部における教育によって主に実施されているが、複雑多様化する救助、救急事象に対応するため、これらの教育訓練の充実を推進し、救助隊員・救急隊員の知識・技術等の向上を図る。

### (6) 救急救命士の養成

救急件数の増加及び複雑多様化に対応するために、高度な救命措置を行える救急救命士を養成するため、消防職員の養成機関への派遣を継続して行い、救急救命士制度の充実を図る。

## 期間内における事業計画

事業名称	事業年度	備考
救急救命士研修	H23～H27	救急救命士体制の充実
救急標準課程研修	H23～H27	救急体制の強化
高規格救急車代替	H25	救急需要対策

### (7) 応急手当の普及

交通事故による負傷者の救命効果を向上させるためには、心臓停止後3分～4分以内に心臓マッサージを含む心肺蘇生法等の応急手当を行うことが効果的であり、救急現場に居合わせた関係者により負傷者に対する迅速かつ適切な応急手当が行われる必要がある。

そのため、応急手当の知識・技術の普及を図るため、消防関係及び関係機関は、各行事をとおして広報啓発活動を推進し、講習会の開催を積極的に行う。また、応急手当の普及を行っていくほか、救急要請時における口頭指導を推進する。

### (8) 緊急通報システムの拡充

交通事故等緊急事態発生時の対応の迅速化を図るため、人口衛星を利用して位置を測定するGPS技術を活用し、事故車両等から自動的に緊急通報等を行うシステムの普及のため、事業者と連携を図る。

## 9 損害賠償の適正化

### (1) 無保険車両対策の徹底

原動機付自転車等、検査対象外車両の自動車損害賠償責任保険の加入促進を図り、交通事故による被害者救済対策の一環として関係機関・団体などが連携し無保険車両追放キャンペーンを実施するとともに、街頭における指導取締りの強化を通して自賠責保険の加入率の向上を図る。

### (2) 任意自動車保険加入の指導強化

自動車賠償責任保険とともに、重要な役割を果たしている任意自動車保険について、被害者救済対策の充実を図るため、任意自動車保険制度の普及とその加入を促進する。

### (3) 交通事故相談業務の強化

近年交通事故による損害賠償等の相談内容が複座多様化し、専門的知識が要求される中で、県の交通事故相談所(巡会相談業務)や市社会福祉協議会の「心配事相談業務」、市民生活課の「法律相談」等交通事故当事者が活用できるように各種広報により相談業務の周知徹底を図り、交通事故当事者に広く相談の機会を提供する。